

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

令和7年1月1日現在（以下「令和7年」という。）の江東区の人口は、54万1千人を超えており、今後も増加が続くことが予想される。

令和7年の年齢別の人口構造は、14歳までの年少人口が約6万5千人で全体の約12%、15～60歳までの生産年齢人口が約36万5千人で全体の約67%、老年人口が約11万3千人で全体の約21%となっている。

江東区の地場産業は、木材、カットガラス、ニット等の製造業である。しかし、社会情勢の変動に伴う大型工場の移転、マンション建設の増加、都心部からの企業の転入等により、製造業のみならず、建設業、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業、教育・学習支援業等、区内企業や業種に変化が見られた。

令和3年の江東区内の事業所数は、約1万9千5百所で、平成28年に比べ、約1400所増加した（経済センサス活動調査）。情報通信業や学術研究・専門・技術サービス業などで増加したものの、製造業で約250所の減少があった。

令和3年の江東区内の従業員数は、約39万6千人で、平成28年に比べ、約3万9千人増加した（経済センサス活動調査）。情報通信業や卸売業・小売業などで増加したものの、製造業は約9千人減少した。

このような状況の中、原油価格や原材料費の高騰、国際情勢の変化に伴う経済変動、少子高齢化、人手不足、働き方改革への対応など、区内中小企業を取り巻く厳しい環境に対応していくため、製造業を中心にして、生産性向上や設備投資による事業の活性化が強く求められる。

#### (2) 目標

江東区内の人口増加に反し、製造業をはじめとした事業所数の減少が進んでいるため、地域産業の活性化策が求められている。

江東区内の産業の競争力向上のためには、より多くの区内中小企業が、将来に向けた積極的な設備投資を計画し、実現することが有効である。

よって江東区では、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、広く周知を図り、区内中小企業者の申請を促していく。中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、設備投資が活発な自治体として、更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するため、計画期間中に6件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

### (3) 労働生産性に関する目標

事業所数の減少や製造業従事者の減少が続く中、今後の成長を維持・発展させるためには、効率的な生産体制の構築が不可欠となる。そのため、この計画では、先端設備等導入計画を認定した事業所の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

江東区の産業は、地場産業はあるものの、近年、業種が多岐に渡る傾向があるため、本計画において対象とする設備は、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

### (1) 対象地域

江東区の産業は、臨海部のみならず、区内陸部の駅周辺など、区内に広く分散しているため、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、江東区全域とする。

### (2) 対象業種・事業

江東区の産業は、製造業、建設業、サービス業等、多岐に渡り、多様な業種が江東区の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、自動化を促進する新設備の導入、作業見直しや組織再編等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

なお、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第12

2号) 第2条に規定する事業は、公序良俗の観点から対象としない。

#### 4 計画期間

##### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

##### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

#### 5 先端設備等導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮すること。
- ・公序良俗に反する取組や反社会勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮すること。この規定は、「江東区契約における暴力団等排除に関する特約条項」に則したものである。
- ・自己にかかる法人税、住民税、事業税その他の公租公課を滞納している中小企業は対象としないこと。
- ・先端設備等の設置及び使用に際しては、江東区環境基本条例や江東区都市景観条例その他の法令の定めを遵守すること。
- ・先端設備等導入計画を認定した者の進捗状況についての調査を実施する場合があります、認定を受けた者は、それに応じること。